

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本工事に係る決定及び契約締結は、当該工事に係る平成23年度予算が成立し、予算示達
がなされることを条件とします。

平成23年5月10日

契約担当者 独立行政法人
沖縄科学技術研究基盤整備機構
理事長 シドニー・ブレナー

1 工事概要等

- (1) 工 事 名 沖縄科学技術大学院大学基幹環境整備（非常用発電設備〔2号機〕）工事（電子
入札対象案件）
- (2) 工事場所 沖縄県国頭郡恩納村谷茶地区
- (3) 工事概要 既存建物であるエネルギーセンター棟内における、非常用発電設備（2号機）の
新設工事である。
（非常用発電設備概要）定格出力：2,500KVA，電圧：6600V，60Hz
- (4) 工 期 平成24年3月30日まで
- (5) 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づ
き、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 本工事は、競争入札参加資格申請（関係資料含む）の提出及び入札等を電子入札システムに
より行う。なお、電子入札システムにより難しい者は、別途、紙入札方式参加承諾願を3（1）
の場所に提出し、発注者の承認を得た場合に限り紙入札方式に変更することができる。
※紙入札方式参加承諾願は、入札説明書別紙の様式（電子入札運用基準様式1に同じ。）により
提出するものとする。なお、電子入札運用基準については、機構ホームページの「調達情報
→電子入札→電子入札運用基準」を参照のこと。
(http://www.oist.jp/images/stories/pdf/tender/electron/unyoukiyunnn_ebid.pdf)

2 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件
を全て満たしている2又は3者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」と
いう。）であること。

- (1) 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構契約事務取扱規則第2条及び第3条の規定に該
当しない者であること。
- (2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づき再生
手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 電気工事業の許可を受けている者であって、建設業法に基づく直近の経営事項審査のうち、
電気工事における総合評定値（P）が950点（共同企業体の場合の構成員のうち、代表者以外
の構成員にあっては900点）以上であること。
- (4) 単体又は共同企業体の代表者は、元請けとして平成13年度以降に完成・引渡し完了した
①、②の基準を満たす工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、
出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

- ① 電気設備工事としてCORINSに登録済みであること。
- ② 定格出力が1,000KVA以上である非常用（又は常用非常用兼用）発電機設備の新設を含む工事であること。
- (5) 共同企業体の構成員は、電気工事業の許可を有してからの営業年数が5年以上であること。
- (6) 共同企業体の場合、構成員数は2又は3者とする。
- (7) 共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。
- (8) 共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の6を下回らない範囲とすること。
- (9) 共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とする
こと。
- (10) 単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該
工事に専任で配置できること。
 - ① 1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - ② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である
こと。
 - ③ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要で
あるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない
場合は入札に参加できないことがある。
- (11) 共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、(10)①に定める国家資格を有する主任
技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
- (12) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」
という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、国（沖縄総合事務局）及び沖縄県より
指名停止措置を受けていないこと。
- (13) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面におい
て関連がある建設業者でないこと。
- (14) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (15) 沖縄県内に、建設業法(第3条第1項)及び建設業法施行令(第1条)に基づく本社(本店)、支
店若しくはこれに準ずる営業所が所在すること。
- (16) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、
国等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当窓口

〒904-0412 沖縄県国頭郡恩納村字谷茶1919-1

独立行政法人 沖縄科学技術研究基盤整備機構 施設・建設部 キャンパス建設課

電話 098-966-2218（キャンパス建設課直通） FAX 098-966-2152

(2) 入札説明書その他契約条項等関係資料の交付期間、交付場所及び交付方法

平成23年5月10日（火）から平成23年5月20日（金）までの土曜日、日曜日及び祝祭日
を除く毎日、午前10時00分から午後5時00分まで上記3（1）において交付する。

※入札説明書等のデータは、機構ホームページの「調達情報→工事関連の調達・入札情報」より
ダウンロードできる。

(<http://www.oist.jp/ja/procurement/construction.html>)

(3) 申請書及び資料等の提出期間、提出場所および提出方法

平成23年5月20日（金）午前10時00分までに、電子入札システムにより提出すること。
但し、発注者の承諾を得た場合は、上記3（1）へ持参又は郵送（郵便書留等配達記録が残

る方法に限る。) すること。

また、申請の際には、上記 2 の競争参加資格要件を満たすことを確認出来る資料を添付すること。

(4) 共同企業体の場合の申請書等の提出期間、提出場所及び提出方法

上記 3 (3) に同じ

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書及び工事費内訳書の提出方法

入札書及び委任状並びに工事費内訳書は、平成 23 年 6 月 9 日 (木) 午前 10 時までに電子入札システムにより提出すること。但し、発注者の承諾を得た場合は、上記 3 (1) に持参又は郵送 (郵便書留等配達記録が残る方法に限る。) すること。

開札は、平成 23 年 6 月 10 日 (金) 午前 10 時 00 分、電子入札システムにて行う。

※但し、紙入札参加希望業者がある場合には、(独) 沖縄科学技術研究基盤整備機構 メインキャンパスにて行う。(恩納村字谷茶 1919-1)

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 納付。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構が作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。但し、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

(6) 手続における交渉の有無 無。

(7) 契約書の作成の要否 要。

(8) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無

(9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 3 (1) と同じ。

(10) 競争参加資格を有していない者の参加

上記 2 に掲げる競争参加資格を有していない者も上記 3 (3) により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格有の確認を受けていなければならない。

(11) 機構が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 1

2月7日閣議決定)において、機構と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところであるが、これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表する。

なお、本工事への応札、若しくは応募又は契約の締結をもって、所要の情報の機構への提供及び情報の公表について同意されたものとみなす。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- (イ) 機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職を経験した者(課長相当職経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- (ロ) 機構との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事名称、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- (イ) 機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(機構OB)の人数、職名及び機構における最終職名
- (ロ) 機構との間の取引高
- (ハ) 総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

- (二) 一者応札又は一者応募である場合はその旨

③ 機構に提供する情報

- (イ) 契約締結日時点で在職している機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び機構における最終職名等)
- (ロ) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

- (イ) 契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(12) 詳細は入札説明書による。